

小平市立学校給食センター更新事業
入札説明書（案）等への質問への回答

令和2年3月

小平市

入札説明書（案）に係る質問回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	9	第3	2		②	エ			建設業務	エ平成22年4月以降着手した延べ面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績…とありますが、PFI事業の学校給食センターも公共施設の実績との理解で宜しいでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	お見込みのとおりです。
2	18	第5	4						入札予定価格	「事業期間の総額は●●●●●●●千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。」とございますが、入札予定価格は、入札公告時に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	23	第7	4						給食提供日数	提案書の提出にあたっては、初年度は3箇月分【194×(3/12)日】、最終年度は4箇月【194×(4/12)日】として計算をするという理解でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、「要求水準書(案)」に係る質問回答No.11に記載のとおり、事業スケジュールを変更するため、初年度の給食提供日数(月数)は2箇月分になります。

事業契約書（案）に係る質問回答

・ 契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	○		37	12		78	3	(1) (2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	「～当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用～」とありますが、ここでいう保険とは、事業契約書 別紙3に記載されている各保険のみという理解で宜しいでしょうか。	事業契約書 別紙3に記載されている各保険を含みますが、それに限定されるものではありません。
2	○		37	12		78	3	(2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	「本施設の引渡し後においては、当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用～」とありますが、引き渡し済みの物件の損害(原状復帰費用含む)に関しての受注者負担は一切無いものとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)第78条第2項の対応策等に、引渡し後の本施設の修繕等が含まれる場合、第78条第3項第2号の規定に基づき、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用のうち、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」のうち、各事業年度の「ウ維持管理費」及び「エ運営費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用は、受注者に負担していただきます。
3	○									事業契約約款(案)	2020年4月施行の民法改正につきまして、今後、当該事業契約書に改正内容を反映した条文改定は予定されておりますでしょうか。予定されております場合、内容につきましてご教示をお願い致します。	お見込みのとおりです。改定を反映した事業契約書(案)は、入札公告時に公表します。

事業契約書（案）に係る質問回答

・契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	3	46						建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	事業契約書上、付保すべき保険(別紙3)に該当しない保険を、事業者がSPCの経営安定化のためのリスク対策用に事業者負担にて付保し、不可抗力等による損害発生時に支払われた保険金は、全額事業者が発生した損害分に充当できるという理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案する保険によりますが、基本的にはお見込みのとおりです。
2	3	46						建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	維持管理及び運営期間等における保険につきまして、引き渡し後の物件につきましては発注者様の費用負担にて、火災保険等を付保される理解で宜しいでしょうか。	建物総合損害共済に加入します。

要求水準書（案）に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1		10	第1	6		④				提供食数と調理能力	小学校に給食を提供することを想定しているとのことですが、小学校への提供予定をご教示ください。	現時点で、小学校への提供予定はありません。小学校への給食提供は、一時的な対応となるため、人員による対応を含め、臨時的な対応を計画することで差支えありません。なお、要求水準書p.26に記載のとおり、コンテナや食器・食缶の保管スペースは確保してください。
2		16	第2	1	(1)	④			k	仕上計画	「調理エリアの扉は、耐水性、防錆性、耐久性に配慮し、ステンレス製の鋼製建具とするか、それと同等の機能を保つ扉とすること」とありますが、スチール製鋼製建具は同等の機能を保つ扉と解釈しても宜しいでしょうか。	設置する場所により、求められる耐水性、防錆性、耐久性に支障がない場合は同等の機能を保つと解釈します。
3		16	第2	1	(1)	④			l	仕上計画	「調理エリアの壁は、台車等による破損防止に配慮して、腰の高さまでステンレス張りとするか、それと同等の耐久性を保つこと」とありますが、台車等が接触せず破損の恐れのない壁については、除外するという考えで宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。運用(台車等の動線)を考慮して、ご提案ください。
4		18	第2	1	(4)	①	ア		c	照明・電灯コンセント設備	吹抜等高所にある器具に関しては、自動昇降装置を設置する等…との記載がありますが、現在自動昇降装置に対応した照明器具は各メーカーも製造していない状況です。高所用の照明器具についてはLEDによる長寿命化や機器の交換に配慮することでの対応でも宜しいでしょうか。ご教授願います。	結構です。事業者の提案によるものとします。
5		19	第2	1	(4)	①	オ		a	太陽光	太陽光発電装置は、10kw以上を導入し…とあります。貴市の環境政策の一環と思われませんが、要求内容を5kw以上とするなど、要求水準内容の見直しは可能でしょうか。	原案通りとします。
6		25	第2	1	(6)	③				防火水槽	敷地内に貯水量40トン以上の防火水槽を設置する。とありますが、北側道路の出入口付近にも消火栓があります。敷地内に防火水槽を設けることは消防指導でしょうか。ご教授願います。	消防指導です。なお、防火水槽は、受水槽と合わせて容量を確保することも可能です。
7		25	第2	1	(6)	③				防火水槽	敷地内に貯水量40トン以上の防火水槽を設置する。とあります。防火水槽の設置について、道路に面して設置するよう指導を受けたことがありますが、本件ではそのような条件は付加されるのでしょうか。ご教授願います。	敷地内に立ち入れない場合を考慮して北側の通りに面して(北側中央には消火栓があるので、北西か北東の位置に)、採水口を設置してください。
8		27	第2	2	(1)	①			e	手作り調理室	手作り調理室は、室として独立させる必要はありますか。	手作り調理コーナーとすることも可能とします。衛生管理や調理動線等を考慮して、事業者の提案によるものとします。
9		30	第2	2	(1)	⑥	キ		b	洗濯・乾燥室	「物干しを設置して干すことができる十分な広さを有する室として整備すること。」とございますが、乾燥機で完全に乾燥・消毒をし、清潔なロッカー等に白衣等を取納すれば、物干しを設置して干すことができる部屋を整備する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書（案）に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
10		30	第4	3	(2)				h	定期保守点検業務	VRゴーグル等により目の前で調理業務を見ているかのような臨場感を感じられるシステムを構築し、会議室でそれを体験できる場合は、見学通路を設けなくてもよろしいでしょうか。	基本的には、見学できる機能(窓等)を設置してください。構築するシステムの内容により、見学通路を設けるかどうかについては検討します。
11		41	第3	2	(1)					業務期間 (建設工事)	「解体撤去業務は令和3年5月以降に着手し、本施設の設計・工事監理業務は開業準備期間に間に合わせるように令和4年10月末までに完了し本施設を本市に引き渡すこと。」とあり、解体から建物引渡まで18ヶ月です。旧要求水準書では23ヶ月間ありましたが、工程(期間)が当初より5ヶ月間 短縮されております。貴市のお考えをご教示願います。	本市では令和4年度中の新センターの供用開始(給食提供開始)を前提に、以下のとおり、事業スケジュールを修正する予定です。 ・解体工事の着手可能時期:既存給食センターは令和3年3月下旬に運用終了予定であり、その後、市側での備品等の撤去期間を考慮し、令和3年4月中旬以降に着手可能とします。また、解体工事の計画・準備のための調査等は、既存給食センターの運用終了時点から着手可能とします。 ・引渡し日:運用開始日まで1か月以上の開業準備期間の確保を条件に、事業者の提案によるものとします。 ・運用開始日:令和5年2月1日とします(同日より給食提供を開始します)。
12		41	第3	2	(1)					業務期間	「解体撤去業務は令和3年5月以降に着手し、…令和4年10月末までに完了し本施設を本市に引き渡すこと。」とあり、解体から引渡までの期間が18ヶ月間となっており、43頁(5)①eにて建設工事は「土日、祝日の作業は原則として休工とすること」とあることから、工期厳守が非常に厳しいと判断しております。工期を延ばしていただく等のご配慮は可能でしょうか。ご検討お願いいたします。	No.11をご参照ください。
13		44	第3	3	(5)	②			e	現給食センターの解体撤去業務	「解体・撤去業務の範囲は、事業予定地内とし、基礎、杭、地中埋設物、外構等を含め、全て撤去する。」とありますが、計画建物に干渉しない杭は存置しても宜しいでしょうか。	本市としては、すべて撤去して頂くことを想定していますが、本事業の実施に支障がないと判断できる場合、杭を残置することを可とします。ただし、杭を残置する場合、その位置を図面上に記録するようにしてください。要求水準書を修正します。
14		44	第3	3	(5)	①			e	建設工事	「土日、祝日の作業は、原則として休工とすること」とありますが、周辺状況を考慮した上で、場合によっては土曜にも作業可能でしょうか。	作業内容により交通状況、近隣住民への配慮等を総合的に検討し、土日、祝日に行うことが望ましい場合は、協議に応じます。要求水準書を修正します。
15		55	第4	3	(2)				h	定期保守点検業務	牛乳は廃水処理施設から発生する臭気の原因として大きな影響を及ぼします。施設の立地上、臭気を極力抑える必要があるのであれば、飲み残し牛乳は給食センターでは回収・処分しないこととしていただけないでしょうか。給食センターで回収・処分する場合は、臭気を抑えるために維持管理に多額の経費を要することとなります。	原案のとおり、専用の容器で牛乳の残りを回収し、給食センターで処理してください。

要求水準書（案）に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
16		57	第4	5	(1)					食器・食缶等の管理・更新業務	食器の更新は、2回が必須でしょうか。事業期間中、給食提供に支障のない数が確保できればよろしいでしょうか。	食器は、破損率等を踏まえ予備を準備し、事業期間中、衛生的な食器を提供できるようにしてください。要求水準書を修正します。
17		58	第4	7	(2)	③			c	特別清掃業務	実施方針の要求水準書(案)に対する質問で、外壁・外部建具の清掃頻度については原案のとおりとするとのご回答をいただいておりますが、必ずしも年1回もの頻度で清掃する必要は無いと思われまます。外壁材の耐汚染、耐候性も踏まえ、外壁・外部建具を含むここに記載されている対象箇所は、衛生的な環境を維持するために必要な頻度・回数を事業者の判断において適切に設定し実施すればよいとしていただけないでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
18		70	第5	5	(2)					配送車の調達・整備	配送車両は、事業用地内に駐車してよいという理解でよろしいでしょうか。その場合、業務に必要な範囲のため無償で駐車できるという理解でよろしいでしょうか。また、事業用地が狭小のため、壁・シャッターなどで四方が区切られた、いわゆる車庫の整備までは必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。配送車は無償で事業用地内に駐車できます。 後段：お見込みのとおりです。
19		72	第5	6						配膳業務	現在の配膳員の交通手段としては、徒歩あるいは、自転車になりますでしょうか。また、仮に配膳員からの希望があった場合、自動車・バイク・原動機付自転車での通勤は可能でしょうか。その場合、事業用地と同様、業務に必要な範囲内であれば無償という理解でよろしいでしょうか。	前段：徒歩、自転車・バイク、原動機付自転車です。 後段：可能です。なお、自動車での通勤は不可です。自転車・バイク・原動機付自転車は、配送構内に無償で駐車できます。

基本協定書（案）に係る質問回答

No	本編	別紙 番号	頁	条	1 (1)	項目等	質問内容	回答
1	○		3	6	5	事業契約の締結等	事業契約の締結が不可となる「事業者の責めに帰すべき事由」とは、事業者が第12条に規定されている各号のいずれかに該当した場合に限定されているとの理解で宜しいでしょうか。その他の事由がございましたら具体的にご教示下さい。	前段：基本契約書（案）第6条の「事業者の責めに帰すべき事由」は、第12条の規定を含みますが、それに限定されるものではありません。 後段：一例として、事業者側の都合で事業契約の締結を行わない（辞退する）こととした場合や、代表企業の破綻等、代表企業が参加資格を失った場合等が考えられます。「代表企業の破綻等、代表企業が参加資格を失った場合等～」について、事業契約締結後は、事業契約の定めにしたがい、契約解除等の取り決めがあります。
2	○		3	6	5	事業契約の締結等	「市は、事業者の責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約を締結することができない場合には、…」とございますが、「事業者の責めに帰すべき事由」とは、第12条第1項の(1)(2)(3)という理解でよろしいでしょうか。	No.1をご参照ください。
3	○		4	11	1	有効期間	本協定の有効期間は、「基本協定の締結から事業契約のすべてが終了した日」までと記載がございますが、基本協定は落札事業者選定後、事業契約が締結されるまでの期間中、貴市と事業者が必要事項を定めることを目的（第1条の通り）としていることから、SPCが設立され事業契約が成立した時点で本協定の有効期間が終了するようご再考願います。	原案のとおりとします。
4	○		4	11	1	有効期間	「本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約のすべてが終了した日を終期とする…」とございますが、「事業契約のすべてが終了した日」とは、事業契約が締結された日という理解でよろしいでしょうか。	事業期間の終了日を指します。
5	○		4	12	2	談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業契約の締結以降、第12条2項に規定されている当該違約金と事業契約書第70条4項に規定されている違約金を事業者が重複して請求をされることはないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	○		4	12	2	談合等の不正行為に係る損害の賠償	「本事業の入札手続き」の定義をご教示下さい。本事業への参加表明手続きや提案書類の提出等が該当するのでしょうか。若しくは、本事業の落札者に選定された後のSPC設立及び事業契約締結に係る各種手続きも含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	落札者が決定するまでのことを指します。

基本協定書（案）に係る質問回答

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
7	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	貴市が想定する「本事業の入札手続き」に該当する期間をご教示下さい。本事業への参加表明書類が受理された日から、提案書類の提出日（令和2年7月31日）までの期間という理解で宜しいでしょうか。若しくは、事業契約締結日（令和2年11月頃）や貴市へ給食センターの引渡し完了した日も含まれているのでしょうか。	No.6をご参照ください。
8	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	違約金の支払い義務が生じるのは、違約金発生事由の帰責者となる事業者（帰責者が複数の場合は当該帰責事業者の連帯負担）のみという理解で宜しいでしょうか。	実際の支払いは事業者の提案によることとなりますが、市は、事業者に対して請求します。（なお、ここでいう「事業者」は、基本協定書（案）に記載の「入札参加グループの代表企業、構成企業又は協力企業」の全体を指します。）
9	○						基本協定書（案）	2020年4月施行の民法改正につきまして、今後、当該基本協定書等に改正内容を反映した条文改定は予定されておりますでしょうか。予定されております場合、内容につきましてご教示をお願い致します。	予定しておりません。